

岬町体育協会の名称変更に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 2 日

岬町教育長 古 橋 重 和

教委規則第 4 号

岬町体育協会の名称変更に伴う関係規則の整備に関する規則

(岬町立学校施設使用条例施行規則の一部改正)

第 1 条 岬町立学校施設使用条例施行規則（平成 1 9 年教委規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「体協」を「スポ協」に改める。

(岬町青少年センター条例施行規則の一部改正)

第 2 条 岬町青少年センター条例施行規則（平成 2 4 年 1 月 3 0 日教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「体協」を「スポ協」に改める。

(岬町文化センター条例施行規則の一部改正)

第 3 条 岬町文化センター条例施行規則（平成 2 4 年教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「体協」を「スポ協」に改める。

(岬町社会体育施設条例施行規則の一部改正)

第 4 条 岬町社会体育施設条例施行規則（令和 2 年教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「体協」を「スポ協」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。

